○国土交通省令第六十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ四第一項並びに小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第二十九条第一項及び附則第六条の規定に基づき、船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第一条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（手数料） **第六十六条**　法第五条又は法第六条の検査（法第五条の検査にあつては、小型船舶（第十四条各号に掲げるものを除く。）に係るものを除く。）を受けようとする者は、別表第一に定める額（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第一の二に定める額）の手数料を、法第五条の検査（小型船舶（第十四条各号に掲げるものを除く。）に係るものに限る。）を受けようとする者は、別表第一の三に定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。 2～7　（略） 8　準備検査を受けた船舶の定期検査又は準備検査を受けた物件の予備検査（当該準備検査を受けた日から起算して後一年以内に最初に受けるものに限る。）の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第一に定める定期検査又は製造に係る予備検査の手数料の額（準備検査を受けた小型船舶（第十四条各号に掲げるものを除く。）の定期検査を受ける場合は、別表第一の三に定める定期検査の手数料の額）の二分の一の額とする。 9　外国において法第五条の検査を受ける場合における当該検査の手数料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額に十一万三千七百円（初めて航行の用に供するときに行う定期検査を受ける場合（法第八条の船舶について受ける場合を除く。）は、別表第一の四に定める額）を加算した額とする。 10～16　（略）	（手数料） **第六十六条**　法第五条又は法第六条の検査を受けようとする者は、別表第一に定める額（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第一の二に定める額）の手数料を納めなければならない。 2～7　（略） 8　準備検査を受けた船舶の定期検査又は準備検査を受けた物件の予備検査（当該準備検査を受けた日から起算して後一年以内に最初に受けるものに限る。）の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第一に定める定期検査又は製造に係る予備検査の手数料の額の二分の一の額とする。 9　外国において法第五条の検査を受ける場合における当該検査の手数料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額に十一万三千七百円（初めて航行の用に供するときに行う定期検査を受ける場合（法第八条の船舶について受ける場合を除く。）は、別表第一の三に定める額）を加算した額とする。 10～16　（略） （新設）

別表第１の３（第66条関係）

定期検査	船舶の長さ（メートル）	3未満	3以上5未満	5以上10未満	10以上20未満	20以上
	金額（円） 旅客船	18,700	27,300	39,100	52,800	72,200
	金額（円） 旅客船以外の船舶	13,100	19,000	27,800	35,200	49,800
第中検一種間査	船舶の長さ（メートル）	3未満	3以上5未満	5以上10未満	10以上20未満	20以上
	金額（円） 旅客船	10,200	15,400	25,700	34,000	49,300
	金額（円） 旅客船以外の船舶	5,900	9,500	17,200	22,200	32,300